

# 公益社団法人日本地震工学会 大会規程

2012年12月7日制定  
2015年11月10日改定  
2016年3月15日改定  
2016年8月9日改定

## (総則)

第1条 定款第4条第1項第2号に定める研究発表会（以下「大会」とする。）の実施については、この規程の定めるところによる。

## (大会の目的)

第2条 大会は全国から会員の参集を求め、地震工学に関する学術・技術の進歩発展を期して、会員が研究成果を発表し、相互に研鑽し交流するとともに、その成果を広く一般社会に還元することを目的とする。

- 2 日本に滞在中の留学生、研究者向けの英語による発表、論文投稿の場を設けると同時に、日本人学生、研究者向けの英語による論文発表の場としても活用する。

## (開催運営)

第3条 大会は毎年1回以上開催し、運営は大会実行委員会で行うものとする。ただし、日本地震工学シンポジウムを開催する年はこの限りではない。

- 2 大会実行委員会は、原則として開催の10ヶ月前までに会期・会場等の大綱を定め、理事会の承認を得る。

## (会期・会場)

第4条 開催時期および会期は大会実行委員会が決定し、理事会の承認を得る。

- 2 開催会場は、行事内容に応じて適切な施設等を借用して実施することができる。

## (大会実行委員会等)

第5条 大会実行委員会の委員長の委嘱ならびに解嘱は理事会が行う。委員の委嘱ならびに解嘱は大会実行委員会の要請により会長が行う。

- 2 大会実行委員会は大綱に基づき、関係行事の詳細を定めるとともに、学術講演会・研究集会等を実施する。また、研究委員会が企画する諸行事については研究統括委員会・研究委員会と調整の上、実施する。
- 3 大会実行委員会は、講演プログラムを編成し、理事会の承認を得る。
- 4 大会実行委員会は、梗概集を作成する。

- 5 大会実行委員会は、大会の趣旨に反した講演申し込みを拒否することができる。
- 6 大会実行委員会は、表彰規程第7条に定める優秀発表賞の選考委員会の構成員となる。

(業務委託)

第6条 大会実行委員会は業務の一部を外部に委託することができる。

(経費)

第7条 大会の開催経費は、原則として大会参加費および技術展示の参加費をもって充て、その経理は大会実行委員会が行い理事会の承認を得る。

- 2 大会参加費は、大会実行委員会が決める、理事会の承認を得る。

(報告義務)

第8条 大会実行委員会は大会終了後に概要報告を取り纏め、理事会に報告する。

- 2 概要報告には、登録参加者数、各行事別参加者数、収支決算報告を明記する。

(大会の中止ないし大幅な変更)

第9条 天災等の緊急事態の発生による大会内容の大幅な変更ないし中止は、正・副会長と大会実行委員会委員長が協議して決定し、参加者へ周知する。

- 2 大会内容の大幅な変更ないし中止等に伴う「大会経費の補填」については大会実行委員会が会計部会と協議し、理事会において定める。
- 3 天災等により大会が中止または変更された場合、梗概集に掲載された研究梗概は発表されたものとする。

(その他)

第10条 この規程に記載されていない事項については、一般規則によるほか理事会において決定する。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規程の変更は2016年8月9日から施行する。